

「大分県犯罪被害者等支援推進指針（仮称）（素案）」の概要について

指針策定の理由

刑法犯の認知件数は減少しているものの、様々な犯罪が発生していることから、誰もが犯罪に遭うことなく、安全に安心して暮らせる社会づくりが必要です。また、犯罪被害者等は、様々な問題を抱えており、適切な支援を必要としています。

こうしたことから、県では、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けられるよう、また、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現をめざし、「大分県犯罪被害者等支援推進指針（仮称）」を策定し、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進していくこととしています。

つきましては、指針素案に対する県民の皆様からのご意見を募集します。

指針の基本方針

「犯罪被害者等基本法」（平成16年12月制定）及び国の「犯罪被害者等基本計画」（平成23年3月策定）の基本的方向を反映

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 支援が途切れることなく行われること
- ④ 県民の総意を形成しながら展開されること

重点課題と主な具体的な施策

重点課題	具体的な施策(大項目)
1 損害回復・経済的支援等への取組	○損害賠償の請求に関する周知等
	○給付金制度の充実等
	○居住の安定
	○雇用の安定
2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	○保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
	○安全確保の充実
	○保護、捜査、公判における配慮の充実等
3 支援等のための体制整備への取組	○刑事手続への関与の充実等
	○相談及び情報提供の充実強化
	○研修の充実と人材の養成等
	○民間の団体に対する援助
4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	○県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組